

倉吉市学生ボランティア活動交通費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市学生ボランティア活動交通費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、過疎及び高齢化により担い手が不足し、運営及び実施が困難になっている地域でのイベント運営、準備又は企画、道路及び水路の清掃、除草作業等（以下「イベント等」という。）において、鳥取看護大学、鳥取短期大学、その他県内の大学及び専門学校等の学生によるボランティア（以下「学生ボランティア」という。）の活動に対し交通費を補助することにより、学生のボランティア参加を促進し、当該地域でのイベント等の継続的な運営を支援しながら、地域住民及び学生ボランティアの交流並びに当該地域への愛着及び誇りを感じる想いを醸成し、もって地域の活性化に寄与することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、イベント等を主催する団体（以下「補助事業者」という。）に対し、学生ボランティアに支払う交通費相当額に係る経費を補助するため、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、学生ボランティア1名につき、所属の学校又は自宅とイベント等の会場との移動に要するいずれか安価な交通費相当額（鉄道及び路線バスの運賃等）を原則とする。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

3 国、県、市町村等の補助制度を併用する場合は、当該制度による補助金を控除した額を補助対象経費とする。

(交付申請の手続き)

第4条 補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、交付申請を受けたときは、申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(交付決定の通知及び支払)

第6条 市長は、交付決定をしたときは、補助事業者に対し、倉吉市学生ボランティア活動交通費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付決定の内容について通知するものとする。

2 補助金の支払い方法は、原則として口座振込によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に該当する場合以外の場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助金の増額を伴う変更

(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 イベント等の完了、中止若しくは廃止の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月16日から施行する。

様式第1号（第4条、第9条関係）

年度倉吉市学生ボランティア活動交通費補助金事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

団体名 _____

(担当者名) _____

連絡先 _____

1 事業計画（報告）

(1) イベント等の名称	
(2) イベント等の開催日時	
(3) イベント等の開催場所	
(4) 学生の活動内容	

2 収支予算（決算）

(1) 収入の部

項目	予算額（決算額）	備考
倉吉市補助金	円	
合計	円	

(2) 支出の部

項目	予算額（決算額）	備考
学生ボランティア 交通費	円	※ 提出時に学生参加（予定）者報告書を添付しない場合は、 予算額の積算根拠を記入してください。

※ 交通費は、所属学校又は自宅とイベント等会場の間のいずれか安価な交通費相当額（鉄道及び路線バスの運賃等）を原則とする。

【以下は、実績報告時に記入してください】

3 補助金の支払いを受ける金融機関口座

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰で記載)								(フリガナ) 口座名義	
	1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座										()
金融機関コード													

※ 実績報告時には、下記の書類を添付してください。

- (1) 学生参加者報告書（様式任意）
（ボランティア参加学生それぞれの氏名、自宅住所、参加日時、所属学校、交通経路、交通費が分かる資料）
- (2) 交通費受領書の写し
- (3) 学生の参加を証する写真

年 月 日

様

倉吉市長



年度倉吉市学生ボランティア活動交通費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市学生ボランティア活動交通費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は、「倉吉市学生ボランティア活動交通費補助事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、倉吉市学生ボランティア活動交通費補助金交付要綱（平成28年5月23日倉吉市企画振興部長決裁。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合にあつては、変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等にあたっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。